

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画

～ 未来を創造する子どもたちの良好な教育環境をめざして ～

令和6（2024）年1月

令和6（2024）年12月 一部改定

令和8（2026）年3月 一部改定

西脇市教育委員会

はじめに

我が国の人口は平成20（2008）年をピークに減少を続けています。

また、平成9（1997）年には65歳以上人口が14歳以下人口を上回り、平成27（2015）年には75歳以上人口が14歳以下人口を上回るなど、少子高齢化はより顕著になっています。

こうした傾向は本市においても同様であり、特に14歳以下人口（国勢調査ベース）は、人口ピークであった昭和35（1960）年度の12,431人から令和2（2020）年度では4,568人となり、60年間で約37%に減少しています。

このように年少人口が減少する中、小中学校は、昭和の時代から小中学校合わせて12校という学校数を維持し、現在に至っています。

義務教育は、児童生徒の個々の能力を伸ばし、社会において自立的に生きるための基礎や、社会の形成者としての資質・能力を養うことを目的として行われます。そのため学校では、児童生徒の思いや願いを受け止め、一人ひとりに応じた指導を通して基礎的な知識・技能を習得させなければなりません。

また、現在の児童生徒の行動傾向を踏まえ、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、学び合い、関わり合い、認め合い、協力し合いながら切磋琢磨することを通じて、児童生徒の資質や能力を育むとともに、学びに向かう意欲や態度を育成することも強く求められています。

このような教育の充実を図るためには、一定規模の児童生徒の集団が確保され、経験年数、性別、専門性等のバランスの取れた教職員組織が編成されていることが望ましいと考えられます。

本市では、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点から、学校規模の適正化や学校の適正配置は、喫緊の課題であると捉えていると同時に、本市の未来を担う子どもたちの学習環境の望ましい姿を、将来にわたって継続的に検討し実現していくことが、責務であると考えています。

令和4（2022）年7月に、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議から提出されました答申を基に、「子どもたちにとって望ましい学習環境」という教育的な視点から、本市の子どもたちが夢と希望を持つことのできる学びの環境を確保するため、「西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画」を策定いたしました。

今後、この計画を基本的な考えとして、本市の小中学校の適正規模を定め、将来における適正配置を進め、学校教育の充実を図ってまいります。

目 次

第1章 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の基本事項	P 4
1 考え方 - - - - -	P 4
2 目的 - - - - -	P 4
3 期間 - - - - -	P 4
4 調査・検討等 - - - - -	P 4
5 計画改定 - - - - -	P 4
6 進め方 - - - - -	P 4
第2章 小中学校をめぐる現状と課題	P 5
1 市内小中学校の位置関係 - - - - -	P 5
2 児童生徒数の推移 - - - - -	P 6
(1) 児童生徒数の現状	
(2) 児童生徒数の推移	
(3) 年齢別年少人口	
(4) 小学校区別就学前児童人口	
3 年少人口推計 - - - - -	P 8
4 小中学校の学校規模の現状 - - - - -	P 9
(1) 小中学校の学校規模の区分	
(2) 中学校の学校規模	
(3) 小学校の学校規模	
5 現中学校区ごとの現状と今後の見込み - - - - -	P 11
(1) 西脇中学校区	
(2) 西脇東中学校区	
(3) 西脇南中学校区	
(4) 黒田庄中学校区	
第3章 学びの質を高める学習環境	P 15
1 小中一貫教育導入に係る考え方 - - - - -	P 15
(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ	
(2) より一貫性の高い学習環境を目指して	
2 今日の課題への対応 - - - - -	P 15
(1) G I G Aスクール構想の推進	
(2) 教科担任制の円滑な推進	
(3) 外国語・英語教育の推進	
(4) 部活動の地域連携及び地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境整備	
3 学びの質を高めるための研究課題 - - - - -	P 16
(1) 学校と地域・家庭の新たな連携・協働体制の構築	
(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の検討	
(3) 教職員の勤務時間の適正化	
(4) 義務教育への適応が難しい児童生徒への新たな支援・居場所の確保	
(5) 小規模特認校制度	
第4章 教育施設の整備	P 19
1 西脇市公共施設等総合管理計画 - - - - -	P 19
2 西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画 - - - - -	P 19
3 学校教育施設整備に関する取組 - - - - -	P 19

第5章 学校規模・学校配置の基本的な方針	P 20
1 学習環境規模適正化推進に係る基本的な考え方	P 20
(1) 学習環境規模適正化推進に係る基本的な考え方	
(2) 子どもたちにとってより良い学習環境	
2 適正規模・適正配置	P 21
(1) 適正規模	
(2) 適正配置	
第6章 小中学校統合計画	P 23
1 小中学校統合計画	P 23
(1) 中学校の統合	
(2) 小学校の統合	
2 中学校区2拠点化への準備	P 28
(1) 中学校の統合	
(2) 小学校の統合	
3 学校統合推進スケジュール	P 30
4 本計画の推進に当たって	P 31
(1) 本計画の推進について	
(2) 統合懇談会の開催	
(3) 統合準備委員会の開催	
(4) 調査検討会議の開催	
第7章 学習環境規模適正化に係る留意点	P 32
1 児童生徒への配慮	P 32
2 登下校時の配慮に関する取組	P 32
(1) 通学路の安全確保	
(2) 遠距離通学となる児童生徒への通学支援	
3 小中学校の廃校舎等の利活用	P 32
4 社会情勢や教育制度の動向把握等	P 33
資料編	P 34

第1章 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画の基本事項

1 考え方

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画（以下「本計画」という。）は、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議からの答申に基づき、本市の将来を見据え、教育の受益者である児童生徒にとって最適な学習環境を構築することを最優先に考え策定するものです。

2 目的

本計画は、時代の変化に伴う教育課題に対応するため、学校規模の適正化及び学校の適正配置を推進すると同時に、本市の将来を担う子どもたちにとってより良い学習環境を整備し、教育活動の効果を高め、教育の質の充実を図ることを目的とします。

3 期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和20（2038）年度までの16年間とします。

4 調査・検討等

本計画は、16年間と長期間であること、また、その間社会情勢や教育制度の改正等の状況の変化が予想されることから、学校や行政等の関係者で構成する会議体（以下「調査検討会議」という。）を設置の上、小中学校統合の調査・検討等を行い、必要に応じて見直すこととします。

5 計画改定

本計画は、計画期間が長期間であることなどから、必要に応じた見直しの結果などを踏まえて、計画期間中であっても本計画の一部を改定することとします。

なお、令和6（2024）年11月に、西脇東中学校と黒田庄中学校の統合校として活用する施設を西脇東中学校と決定したことから、本計画の第6章小中学校統合計画の一部など、所要の改定を令和6（2024）年12月に行いました。

その後、地域からの要望書及び意見書の提出を受け、令和8（2026）年3月に西脇東中学校の統合先を西脇中学校に変更することを決定したことから、本計画の第6章小中学校統合計画の一部など、所要の改定を令和8（2026）年3月に行いました。

6 進め方

本計画の推進に当たっては、保護者、地域住民、学校関係者等と共通理解、合意形成を図りながら進めるものとします。

第2章 小中学校をめぐる現状と課題

1 市内小中学校の位置関係

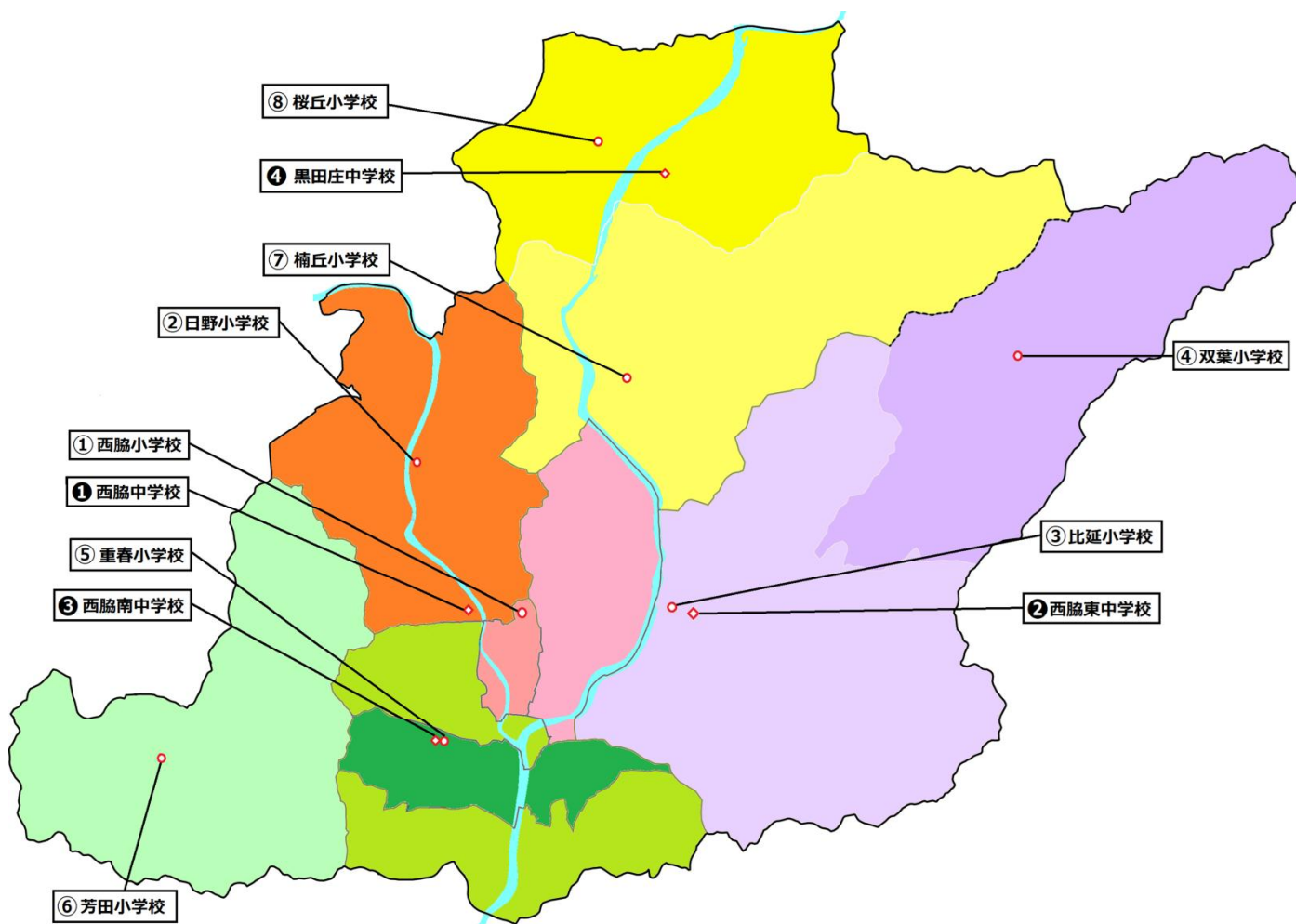
現在、本市には中学校が4校、小学校が8校あり、その校名・位置関係は図表1、図表2に示すとおりです。

【図表1】 西脇市立学校一覧

中学校区	中学校名	小学校名	主な通学区域地区
西脇中学校区	① 西脇中学校	① 西脇小学校	西脇地区、津万地区
		② 日野小学校	日野地区
西脇東中学校区	② 西脇東中学校	③ 比延小学校	比延地区
		④ 双葉小学校	
西脇南中学校区	③ 西脇南中学校	⑤ 重春小学校	重春地区、野村地区
		⑥ 芳田小学校	芳田地区
黒田庄中学校区	④ 黒田庄中学校	⑦ 楠丘小学校	黒田庄地区
		⑧ 桜丘小学校	

※ 津万、日野、重春地区等の一部の地域で、通学する学校区が異なります。

【図表2】 西脇市立学校配置図



2 児童生徒数の推移

(1) 児童生徒数の現状

令和5（2023）年度の児童生徒数は、中学校 988人（令和4（2022）年度比△13人）、小学校 1,795人（令和4（2022）年度比△60人）となっています。

【図表3】 中学校生徒数

中学校	生徒数（単位：人）				学級数（単位：学級）				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	特
西脇	91	103	113	307	3	3	4	10	2
西脇東	27	22	32	81	1	1	1	3	2
西脇南	156	153	143	452	4	4	4	12	2
黒田庄	54	33	61	148	2	1	2	5	2
計	328	311	349	988	10	9	11	30	8

※ 学校基本調査：令和5（2023）年5月1日時点

※ 生徒数は、通常学級及び特別支援学級に在籍する人数を合計した人数

※ 「複」は複式学級、「特」は特別支援学級

【図表4】 小学校児童数

小学校	児童数（単位：人）							学級数（単位：学級）								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複	計	特
西脇	73	71	65	75	60	65	409	2	2	2	2	2	2	—	12	4
日野	23	33	22	23	30	29	160	1	1	1	1	1	1	—	6	2
比延	16	17	12	25	26	23	119	1	1	1	1	1	1	—	6	2
双葉	2	6	1	9	6	7	31	複		複		複		3	3	0
重春	122	107	143	115	105	150	742	4	3	4	4	3	4	—	22	5
芳田	13	19	4	15	15	15	81	1	1	1	1	1	1	—	6	2
楠丘	24	28	21	27	28	26	154	1	1	1	1	1	1	—	6	2
桜丘	12	22	17	17	18	13	99	1	1	1	1	1	1	—	6	2
計	285	303	285	306	288	328	1,795	11	10	11	11	10	11	3	67	19

※ 学校基本調査：令和5（2023）年5月1日時点

※ 児童数は、通常学級及び特別支援学級に在籍する人数を合計した人数

※ 「複」は複式学級、「特」は特別支援学級

(2) 児童生徒数の推移

平成17（2005）年、旧西脇市と旧黒田庄町との市町合併により、本市の中学校は4校、小学校は8校となりました。

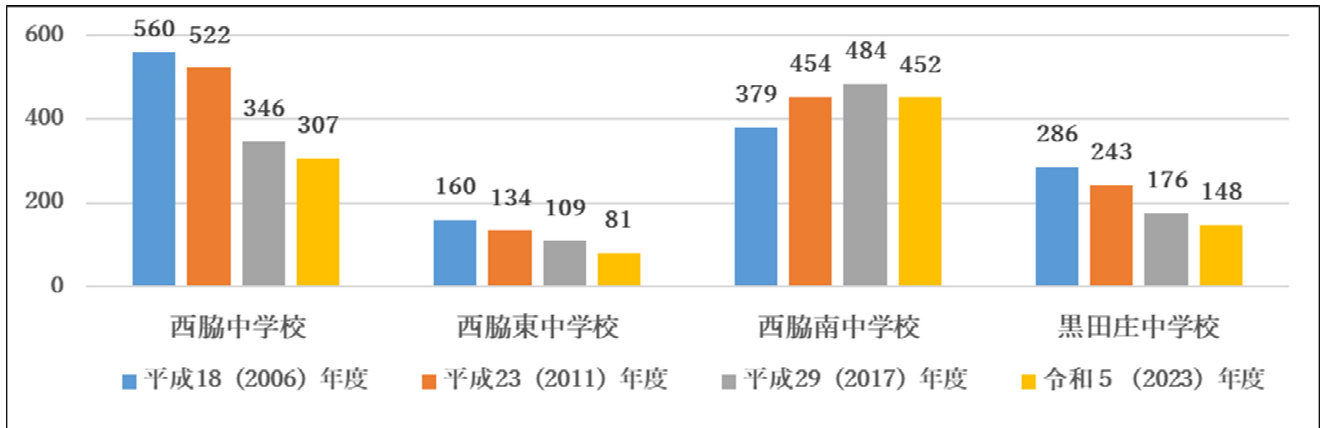
近年、急速な少子化に伴い、西脇市内の小中学校に在籍する児童生徒数は減少し続けています。

平成18（2006）年度の市内4中学校に在籍する生徒数は1,385人でしたが、令和5（2023）年度には988人となり、比較すると17年間で397人減少（△29%）したことになります。

また、平成18（2006）年度の市内8小学校に在籍する児童数は2,807人でしたが、令和5（2023）年度には1,795人となり、比較すると17年間で1,012人減少（△36%）したことになります。

【図表 5】 中学校生徒数の推移

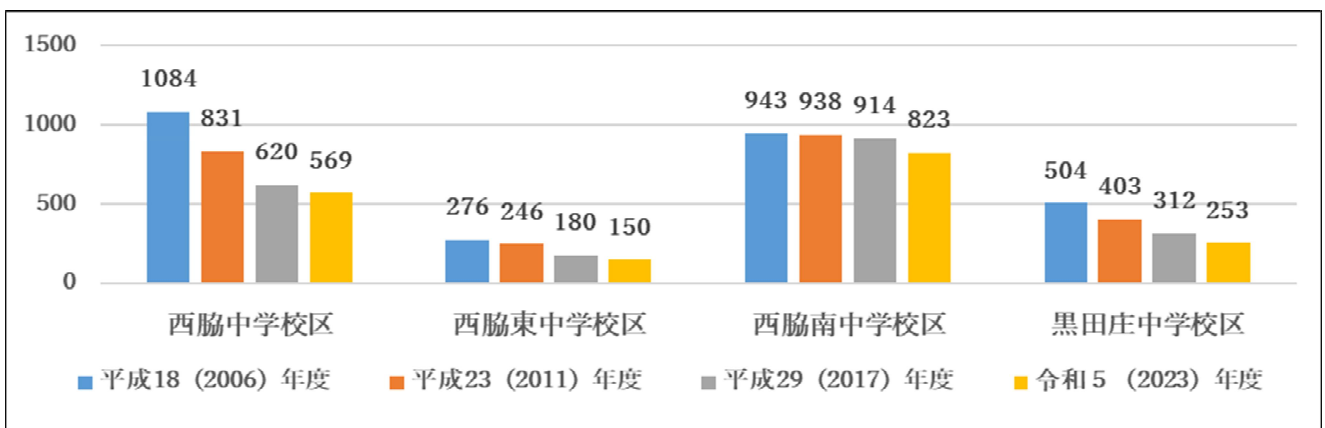
(単位：人)



※ 学校基本調査：各年度5月1日時点

【図表 6】 小学校児童数の推移

(単位：人)



※ 学校基本調査：各年度5月1日時点

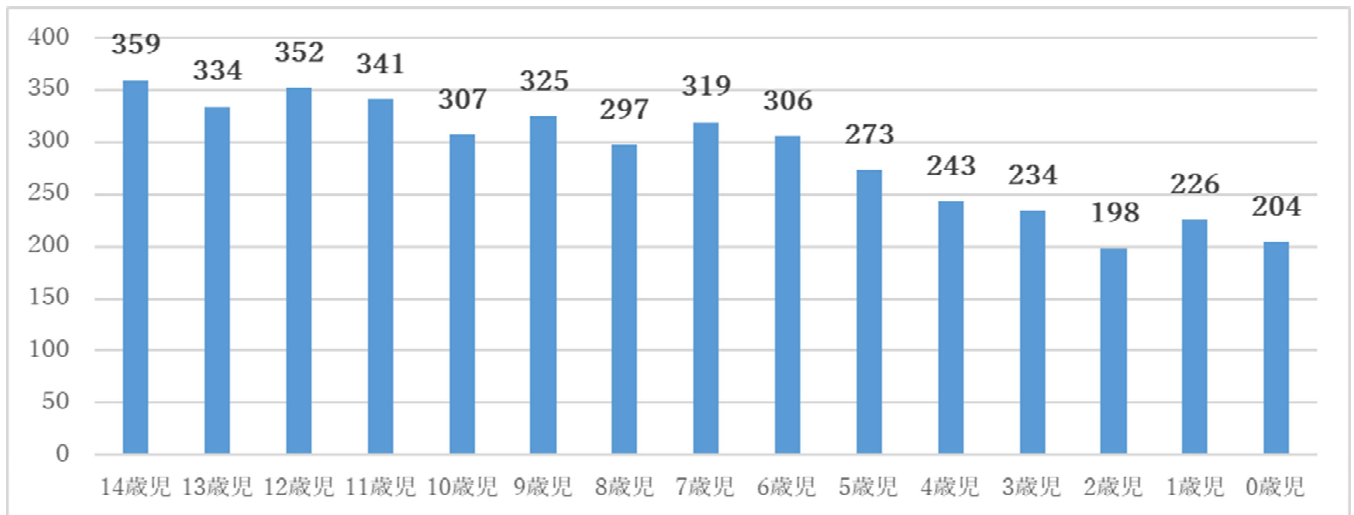
(3) 年齢別年少人口

年齢別年少人口（0歳～14歳）の推移は図表7に示すとおりです。ここ15年間の年少人口の推移を見ると、同一年齢区分に300人から350人程度いた子どもたちが、ここ数年は200人程度に減少し、2歳児に関しては200人を下回っています。

年度により増減はありますが、全体としては減少傾向が続いています。

【図表 7】 年齢別年少人口表

(単位：人)



※ 年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在 住民基本台帳人口より）

(4) 小学校区別就学前児童人口

0歳児から5歳児までの小学校区別就学前児童人口は、図表8に示すとおりです。

図表8より、同一学年を形成する4月2日から翌年4月1日までの間に生まれ市内に居住する子どもの人数が、1桁人数となっている小学校、又は1桁人数になる可能性がある小学校が増えることが予想されます。

こうした人数規模になってきているということは、複式学級編制になる可能性のある小学校が増えていることを意味しています。

【図表8】 小学校区別就学前児童人口 (単位：人)

年齢区分	生年月日\小学校	西脇	日野	比延	双葉	重春	芳田	楠丘	桜丘	計
5歳児	平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日	75	31	11	2	104	13	20	17	273
4歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日	62	19	9	4	113	8	18	10	243
3歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日	58	32	9	2	87	10	24	12	234
2歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	42	23	8	2	94	1	15	13	198
1歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	60	28	12	2	98	6	14	6	226
0歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日	48	28	11	4	86	8	12	7	204

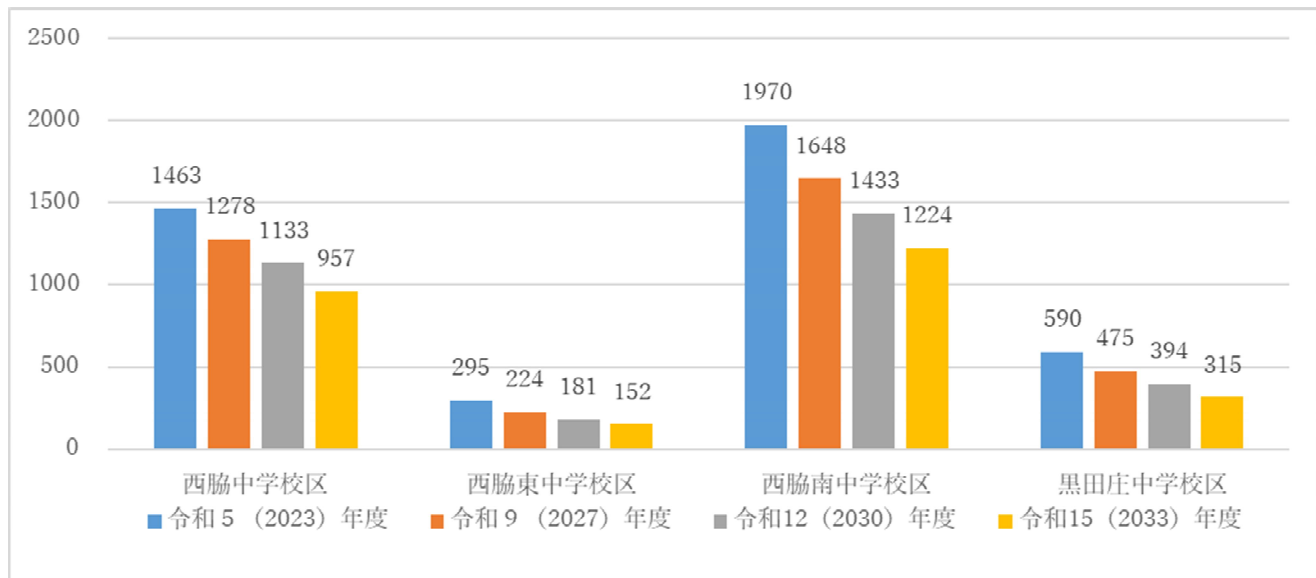
※ 年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口より）

3 年少人口推計

年少人口の推計について、本市の女性の流出拡大が更に進み、また、出生率の低下が継続し、年少人口の減少が進むと仮定し、独自で算出した推計になります。

今後、人口減少を緩やかにするための様々な施策等の効果により多少の変動は考えられますが、全国的な少子化により全校区において子どもの減少が続き、今後もこの状況が続くことが予想されることから、子どもの減少に対応した学習環境の整備を行うことが重要であると考えています。

【図表9】 中学校区別年少人口（0歳から14歳まで）推計 (単位：人)



※ 年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在 住民基本台帳人口より）及び年齢別小中学校区別年少人口推計

4 小中学校の学校規模の現状

(1) 小中学校の学校規模の区分

学校規模については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とあり、中学校においてもこれを準用する（同規則第79条）と規定されており、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条にも同様の規定があります。また、平成27（2015）年1月に文部科学省が策定した、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、中学校の学校規模を「9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模」としていることから、これらの規定や手引を踏まえ、小中学校の学校規模について次のとおり区分し、定義します。

【図表10】小中学校の学校規模の区分

学校規模		学級数	備考
中学校	小規模校	9学級未満	1学年2学級以下を含む規模
	中規模校	9学級以上18学級以下	1学年3学級以上6学級以下
	大規模校	19学級以上	1学年7学級を含む規模
小学校	小規模校	12学級未満	全学年でクラス替えができない規模
	中規模校	12学級以上24学級以下	1学年2学級以上4学級以下
	大規模校	25学級以上	1学年5学級を含む規模

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

(2) 中学校の学校規模

令和5（2023）年現在、西脇中学校、西脇南中学校は、中規模校に分類されますが、他の中学校は、小規模校に分類されます。

特に、西脇東中学校は、1学年1学級・全3学級編制（普通学級）という学校規模となっており、この学級数になると、教職員の配置、学校行事、部活動等様々な面で影響が及ぶようになります。

【図表11】中学校の学校規模の推移

年度 学校名	平成18 (2006) 年度	平成23 (2011) 年度	平成29 (2017) 年度	令和5 (2023) 年度
	生徒数 学級数 学級規模	生徒数 学級数 学級規模	生徒数 学級数 学級規模	生徒数 学級数 学級規模
西脇 中学校	560人 15学級 中規模校	522人 14学級 中規模校	346人 10学級 中規模校	307人 10学級 中規模校
西脇東 中学校	160人 6学級 小規模校	134人 5学級 小規模校	109人 3学級 小規模校	81人 3学級 小規模校
西脇南 中学校	379人 11学級 中規模校	454人 12学級 中規模校	484人 13学級 中規模校	452人 12学級 中規模校
黒田庄 中学校	286人 9学級 中規模校	243人 7学級 小規模校	176人 6学級 小規模校	148人 5学級 小規模校

※ 学校基本調査：各年度5月1日時点

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

○ 免許外指導

教員が免許を持たない教科を担当し指導すること。学級数が少ない学校では、定数内の教員だけでは全教科の免許を持った教員が配置できないため、それを解消するための制度

(3) 小学校の学校規模

令和5（2023）年現在、中規模校に該当する小学校は、西脇小学校と重春小学校のみとなっており、その2校もピーク時に比べると減少傾向にあります。

少子化や社会増減による影響等から、日野小学校、比延小学校、芳田小学校、楠丘小学校、桜丘小学校の5校が、1学年1学級・全6学級編制（普通学級）という小規模校になっています。また、双葉小学校については、2学年を1学級に編制する複式学級編制が、平成17（2005）年から続いており、「小規模特認校制度」を導入しての学校運営が続いていますが、複式学級編制の解消には至っていません。また、8校中3校の小学校において、校区内に居住する同年齢の子どもが10人を下回ってきていることから、将来的に複式学級編制になることが予想されます。

【図表12】 小学校の学校規模の推移

年度 学校名	平成18 (2006) 年度	平成23 (2011) 年度	平成29 (2017) 年度	令和5 (2023) 年度
	児童数 学級数 学級規模	児童数 学級数 学級規模	児童数 学級数 学級規模	児童数 学級数 学級規模
西脇 小学校	694人 21学級 中規模校	521人 16学級 中規模校	406人 13学級 中規模校	409人 12学級 中規模校
日野 小学校	390人 12学級 中規模校	310人 12学級 中規模校	214人 8学級 小規模校	160人 6学級 小規模校
比延 小学校	242人 10学級 小規模校	219人 7学級 小規模校	149人 6学級 小規模校	119人 6学級 小規模校
双葉 小学校	34人 4学級 小規模校	27人 3学級 小規模校	31人 4学級 小規模校	31人 3学級 小規模校
重春 小学校	798人 24学級 中規模校	840人 26学級 大規模校	816人 24学級 中規模校	742人 22学級 中規模校
芳田 小学校	145人 6学級 小規模校	98人 6学級 小規模校	98人 6学級 小規模校	81人 6学級 小規模校
楠丘 小学校	271人 12学級 中規模校	215人 7学級 小規模校	172人 6学級 小規模校	154人 6学級 小規模校
桜丘 小学校	233人 10学級 小規模校	192人 6学級 小規模校	140人 6学級 小規模校	99人 6学級 小規模校

※ 学校基本調査：各年度5月1日時点

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

- 小規模特認校制度
学校選択制の一種であり、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度のこと。

5 現中学校区ごとの現状と今後の見込み

(1) 西脇中学校区

西脇中学校では、本計画の推進対象期間となる16年間（令和5（2023）年～令和20（2038）年）で、1学年2学級の維持が見込まれます。

西脇小学校については、当面の間1学年2学級の維持が可能であると想定されます。また、日野小学校は、1学年1学級規模の児童数となっており、この規模でしばらく継続すると考えられます。しかし今後、年度によっては児童数が1学年1桁となることも予想されます。

【図表13】 西脇中学校生徒数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

中学校	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20
西脇	新1年生数	91	100	101	108	96	110	107	106	81	90	65	88	76	67	64	61
	全体数	307	294	292	309	305	314	313	323	294	277	236	243	229	231	207	192
	学級数	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	7	7	6	6

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

※ R 5は学校基本調査より集計。R 6からR 17までは、年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口）より集計。R 18以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

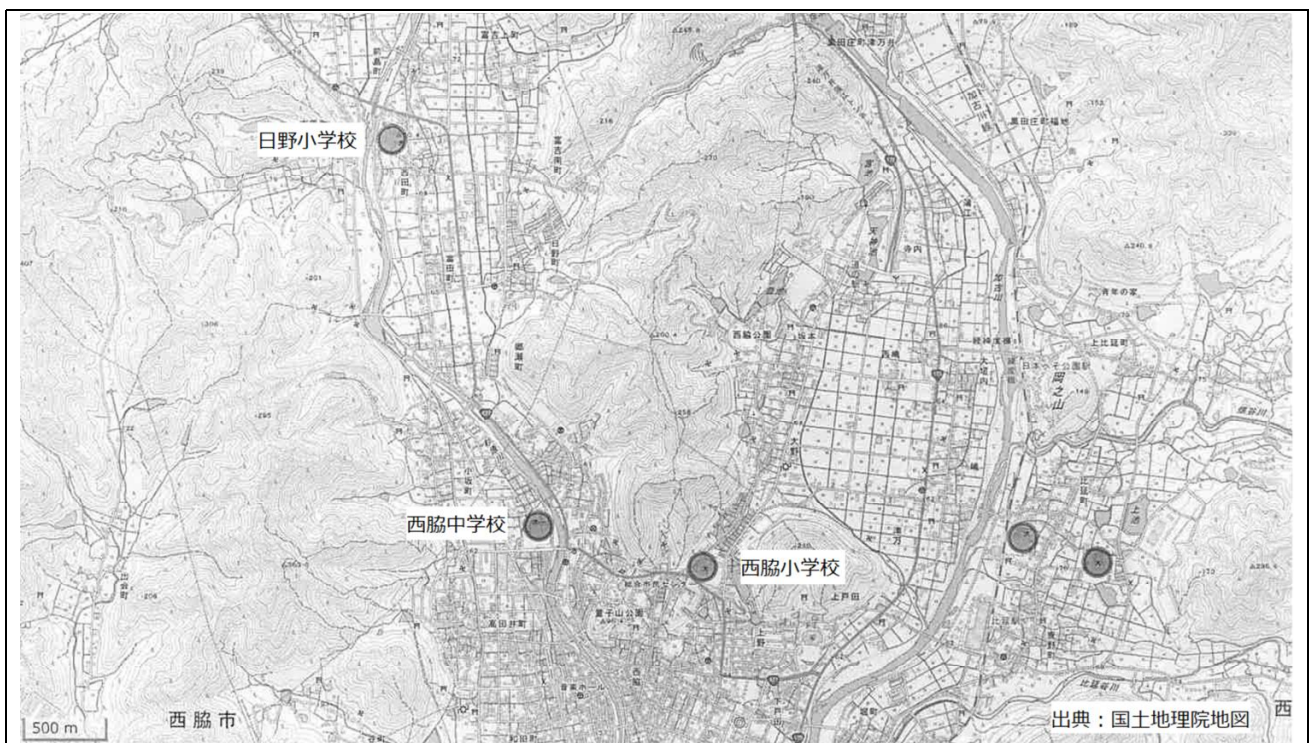
【図表14】 西脇小学校・日野小学校児童数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

小学校	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20
西脇	新1年生数	73	75	62	58	42	60	48	45	43	41	39	37	36	35	34	33
	全体数	409	419	421	404	381	370	345	315	296	279	276	253	241	231	222	214
	学級数	12	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	10	9
日野	新1年生数	23	31	19	32	23	28	28	22	21	20	19	18	17	17	17	16
	全体数	160	162	151	160	161	156	161	152	154	142	138	128	117	112	108	104
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

※ R 5は学校基本調査より集計。R 6からR 11までは、年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口）より集計。R 12以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

【図表15】 西脇中学校区学校配置図



(2) 西脇東中学校区

西脇東中学校の生徒数は、今後1学年20人台から10人台に減少することが予想されます。義務教育の最終段階となる生徒の発達段階や、高度化・専門化する学習内容の指導への対応等を考慮すると、早期に学校統合を行い一定規模の生徒集団・教職員集団を確保し、教育活動の活性化や学校運営の安定化を図ることにより、持続可能な学習環境の実現を図ることが必要であると考えられます。

比延小学校は、1学年1学級規模の人数でしばらく継続すると思われませんが、今後、児童数が1学年1桁となると想定しています。また、双葉小学校は、既に1学年1桁の児童数となっているため、平成19(2007)年度から小規模特認校制度を導入し、他の校区から児童を受け入れています。現在まで複式学級編制の解消には至っていません。

【図表16】 西脇東中学校生徒数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

中学校	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
西脇東	新1年生数	27	28	26	30	13	22	18	13	13	11	10	14	15	11	10	9
	全体数	81	77	81	84	69	65	53	53	44	37	34	35	39	40	36	30
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

- ※ 学級数は、特別支援学級を除く。
- ※ R5は学校基本調査より集計。R6からR17までは、年齢別小中学校区別一覧表(令和5(2023)年10月1日現在：住民基本台帳人口)より集計。R18以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

【図表17】 比延小学校・双葉小学校児童数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

小学校	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
比延	新1年生数	16	11	9	9	8	12	11	9	8	7	7	7	7	6	6	6
	全体数	119	107	90	74	70	65	60	58	57	55	54	49	45	42	40	39
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4	4	4
双葉	新1年生数	2	2	4	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	全体数	31	26	24	17	18	14	16	16	14	14	14	14	12	12	12	12
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

- ※ 学級数は、特別支援学級を除く。
- ※ R5は学校基本調査より集計。R6からR11までは、年齢別小中学校区別一覧表(令和5(2023)年10月1日現在：住民基本台帳人口)より集計。R12以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

【図表18】 西脇東中学校区学校配置図



(3) 西脇南中学校区

西脇南中学校では、1学年4学級の全12学級で編制されており、生徒数が市内で一番多い中学校になりますが、将来的に1学年3学級規模へ徐々に縮小していくことが予想されます。

重春小学校は、1学年3学級から4学級で編制されており、児童数が市内で一番多い小学校になりますが、今後、徐々に児童数が減少していくことが予想されます。また、芳田小学校については、現在1学年10人前後の児童数で推移しており、今後、出生数の減少等により複式学級編制になる可能性があります。

【図表19】 西脇南中学校生徒数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

中学校	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20
西脇南	新1年生数	156	172	131	140	150	137	141	117	121	97	95	104	94	86	82	78
	全体数	452	481	459	443	421	427	428	395	379	335	313	296	293	284	262	246
	学級数	12	13	13	13	12	12	12	11	11	10	10	9	9	9	9	8

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

※ R 5は学校基本調査より集計。R 6からR 17までは、年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口）より集計。R 18以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

【図表20】 重春小学校・芳田小学校児童数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

小学校	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20
重春	新1年生数	122	104	113	87	94	98	86	80	77	73	70	66	64	63	60	58
	全体数	742	696	704	676	627	618	582	558	522	508	484	452	430	413	396	381
	学級数	22	21	22	21	20	20	19	19	18	18	17	16	15	14	13	12
芳田	新1年生数	13	13	8	10	1	6	8	6	5	5	5	5	4	4	4	4
	全体数	81	79	72	67	64	51	46	39	36	31	35	34	30	28	27	26
	学級数	6	6	6	6	6	5	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

※ R 5は学校基本調査より集計。R 6からR 11までは、年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口）より集計。R 12以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

【図表21】 西脇南中学校区学校配置図



(4) 黒田庄中学校区

黒田庄中学校は、令和4（2022）年度から全学年2学級の維持が困難になっており、おおむね10年後には全学年1学級になることが想定されます。義務教育の最終段階となる生徒の発達段階や、高度化・専門化する学習内容の指導への対応等を考慮すると、早期に学校統合を行い一定規模の生徒集団・教職員集団を確保し、教育活動の活性化や学校運営の安定化を図ることにより、持続可能な学習環境の実現を目指すことが必要であると考えられます。

楠丘小学校は、1学年1学級規模の人数で推移すると想定していますが、桜丘小学校については、今後、出生数の減少等により複式学級編制になることが予想されます。

【図表22】 黒田庄中学校生徒数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

中学校	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20
黒田庄	新1年生数	54	41	49	47	38	50	40	37	28	36	28	20	19	23	21	20
	全体数	148	128	144	137	134	135	128	127	105	101	92	84	67	62	63	64
	学級数	5	5	6	6	5	5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

※ R 5は学校基本調査より集計。R 6からR17までは、年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口）より集計。R18以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

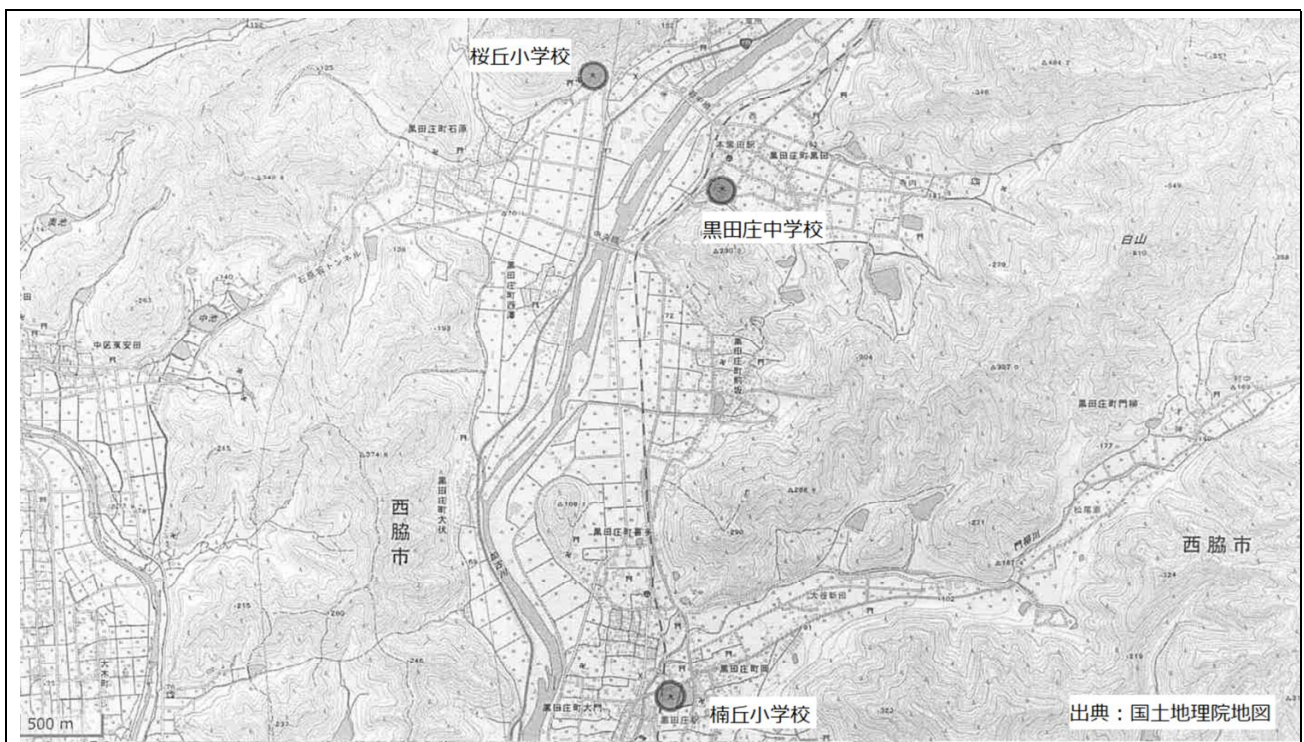
【図表23】 楠丘小学校・桜丘小学校児童数推移 (新1年生数、全体数：人 学級数：学級)

小学校	年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20
楠丘	新1年生数	24	20	18	24	15	14	12	14	13	13	12	11	11	11	10	10
	全体数	154	148	138	135	129	115	103	97	92	81	78	75	74	71	68	65
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
桜丘	新1年生数	12	17	10	12	13	6	7	9	8	7	7	7	7	6	6	6
	全体数	99	103	95	90	86	70	65	57	55	50	44	45	45	42	40	39
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4

※ 学級数は、特別支援学級を除く。

※ R 5は学校基本調査より集計。R 6からR11までは、年齢別小中学校区別一覧表（令和5（2023）年10月1日現在：住民基本台帳人口）より集計。R12以降は、年齢別小中学校区別年少人口推計より集計

【図表24】 黒田庄中学校区学校配置図



第3章 学びの質を高める学習環境

1 小中一貫教育導入に係る考え方

(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ

小中連携教育（中学校区連携教育）とは、小学校と中学校が情報交換や児童生徒・教職員の交流を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育のことです。

本市の小中連携教育は、これまで20年近くの歴史を重ねてきました。同一中学校区に位置する、中学校1校と小学校2校の連携強化・協働体制構築により生まれた連携教育の実践例は数多くあります。これまでの小中連携教育推進を通して培った小中教職員の連携力・協働意識を一層強化し、義務教育9年間を見通した「教育目標」や「目指す子ども像」を小中学校で共有し、その具現化に向けて小中一貫教育を推進します。

(2) より一貫性の高い学習環境を目指して

子どもたちが学ぶ各教科・領域の学習内容や取り組む教育活動、様々な体験活動や学校行事、子どもたちの成長に係る生活指導や支援等を、学びの系統性・指導の一貫性・育ちの連続性から見直し、作成する「西脇市小中一貫教育カリキュラム」に基づいた教育を推進します。

就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、5歳児では「アプローチカリキュラム」、小学1年生では「小1スタートアップカリキュラム」に基づいた教育の実施に努めます。

また、子育てにやさしいまちづくりの推進や、就学前教育・保育から義務教育への円滑な移行、さらには、高等学校との連携強化を図る等、0歳から15歳までの教育における一貫性を高めるとともに、切れ目のない教育・支援の充実を図ります。

様々な教育活動を通して、子どもたちに「生きる力」を育成するための必要な資質・能力を身に付けるため、認知能力と非認知能力（協調性・コミュニケーション力・計画性・自制心等の社会で生きて働く力）のバランスの取れた育成を図ります。

子どもたちの発達段階に応じた非認知能力を育む場として、探求学習、特別活動や学校行事等の充実を図ります。

2 今日の課題への対応

(1) GIGAスクール構想の推進

新たな時代に求められる資質・能力を児童生徒に育むためには、児童生徒が多様な考えを交流しながら課題解決を目指す協働的な学びや、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びを充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現することが求められています。

国が進める「GIGAスクール構想」推進に伴い、学校のICT環境は急速に整備されました。多様な児童生徒による一定の集団規模を確保しながら、ICTの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実により、児童生徒の多様な個性・能力が最大限に発揮できる教育を推進していきます。

また、ICT機器の活用により校務の効率化を更に推進し児童生徒に向き合う時間を確保する等、教育の充実を図ります。

ICT環境整備の抜本的充実（ハード面）、デジタルならではの学びやスキルの充実（ソフト面）、ICT活用支援体制の充実（人材面）等、次代を生きる子どもたちに必要な学びを支援します。

【図表25】 ICT環境整備

ICT環境	支援内容
ハード面	児童・生徒・教員1人1台端末、通信環境の整備支援等
ソフト面	デジタル教科書の導入推進、教育データ利活用推進等
人材面	教員のICT活用技術の向上、ICT支援の充実

(2) 教科担任制の円滑な推進

国が進める、小学5～6年生への教科担任制導入は、教員の得意分野・専門性の発揮や学びの高度化への対応、児童の多面的理解に基づく組織的・協力的な指導の実現等、様々な観点から、大きな効果が期待できます。

また、児童にとっては、専門性の高い多様な教員との触れ合いや学習経験は、学びに向かう力の育成にもつながるとともに、複数の教員による多面的な児童の評価や指導は、学校の教育活動に対する保護者の信頼を高めることにもつながります。

教科担任制の円滑な推進には、一定の学級数・教員数を確保し、効果の高い制度活用・指導体制の確立を図ることが望まれており、一定数の確保を目指します。

(3) 外国語・英語教育の推進

学習指導要領の改訂により、令和2（2020）年度から小学校外国語活動（小学3～4年生）と外国語（小学5～6年生）が新たな教科として本格実施となったことを受け、本市でも英語検定の奨励や、スコア型英語4技能検定（GTEC）を導入する等、様々な取組を推進しています。

小学校における4年間の「外国語活動」・「外国語」の学びの上に、中学校における英語教育3年間を加えた、計7年間の小中一貫教育カリキュラム（外国語・英語）に基づく系統的な学習指導が大切になります。

また、ALTの配置や小中学校教員の連携・協働、ICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や児童生徒間の外国語によるコミュニケーションの活性化等により、特色ある教育実践の一つとして推進していきます。

(4) 部活動の地域連携及び地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境整備

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主・自発的に参加し、教員等の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。しかし、学校の働き方改革や少子化が進む中、従前と同様の体制で学校部活動を運営することは、より一層厳しい状況となっています。

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備できるよう努めます。

3 学びの質を高めるための研究課題

(1) 学校と地域・家庭の新たな連携・協働体制の構築

学校・家庭・地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちを見守り、育てる取組を推進するためには、「地域とともにある学校」づくりを進め、家庭や地域との信頼関係を確立することが大切になります。

また、学校は関心をもって地域の課題等の理解に努め、地域への愛着や誇りを育む教育に積極的に取り組むことが求められます。

地域・保護者との連携・協働促進を図るための推進例として、「目指す子ども像」や教育ビジョンを保護者や地域と共有し、学校と地域の連携・協働により、地域全体で子ども

の成長を支えていく活動（地域学校協働活動）が有効であると考えます。

子どもたちの「生きる力」は、学校や家庭のみならず、地域や社会の多様な方々との関わりの中で育まれていくものであるという観点から、学校統合後の学校と地域との新たなつながりの構築に向けた検討を行います。

(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の検討

コミュニティ・スクールを導入した学校は、学校と地域がパートナーとして連携し、子どもたちの未来の創造に向けて協働による取組を進めることが可能となり、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりへの転換を図るための有効な仕組みであると考えます。

コミュニティ・スクール導入により、保護者・地域住民等も子どもたちの教育の当事者となり、主体的に子どもたちの教育に携わることができるようになります。また、保護者や地域住民等と学校とが顔の見える関係になり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が可能になります。さらに、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画が、保護者や地域住民等の自己有用感を高め、生きがいにつながることを目指した運営が望まれます。

こうしたコミュニティ・スクール導入の利点を踏まえつつ、学校と地域・家庭との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールについて研究し、導入を検討します。

(3) 教職員の勤務時間の適正化

学習環境規模適正化の円滑な推進は、学校現場における教職員の勤務時間の適正化の強力な推進によると考えています。

これまでに取り組んできた「ノー残業デー」「ノー会議デー」や「ノー部活デー」の導入、夏季休業期間中の「学校閉庁日」設定や、勤務時間終了後の「留守番電話導入」等、教職員の勤務時間の適正化に係る様々な取組は、一定の成果を挙げてきました。

教職員個々の自覚と、自助努力だけでは解決できなかった教職員の勤務時間の適正化に、教職員間の連携強化と協働意識の更なる醸成、ICTの活用等の新たな視点から取り組みます。

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら心身の健康を維持し、様々な教育課題に係る研修・研さんを積む機会や児童生徒と向き合う時間が確保された働きやすい活力ある職場づくりを推進します。

(4) 義務教育への適応が難しい児童生徒への新たな支援・居場所の確保

本市の中学校における「中1ギャップ」の現象の一つである不登校問題は、喫緊の課題となっています。

近年、本市では年間50人前後の児童生徒が様々な要因により不登校になっています。なかでも小学校における不登校児童の急増は、大きな課題となっています。

こうした不登校児童生徒へのきめ細かい支援の充実や、学校内外における多様な居場所の確保、児童生徒の心のケアを図る教育支援の新たな仕組みを工夫することが必要です。

はればれ教室及び校内サポートルームの充実を図り、学校・家庭との連携を強化し、不登校問題の共有を図りながら課題解決を図ります。

(5) 小規模特認校制度

平成19（2007）年度から複式学級編制の解消を図ることを目的に、通学区域に関係なく市内どこからでも就学することができるよう小規模特認校制度を導入しましたが、現在まで双葉小学校の複式学級編制を解消するまでには至っていません。

また、西脇市内全域において児童生徒数が減少していることや、将来的に複式学級編制となる小学校が出てくる可能性があることを踏まえ、本制度については、一定の役割を終えたとして本計画の推進に伴い廃止します。

- アプローチカリキュラム
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりとしながら、幼児期にふさわしい生活を通して、この時期ならではの資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるように工夫されたカリキュラムのこと。小学校への適応を目的にして、知識や技術を一方的に教え込むことではない。
- 非認知能力
社会情緒的能力スキルともいわれる、積極性、粘り強さ、リーダーシップ、モチベーションの高さ、協調性、計画性、コミュニケーション能力等といった数値で測りにくい能力のことで、社会生活を送るために重要とされている能力のこと。学力やIQなど数値で評価できるものが、認知能力になる。
- G I G Aスクール構想
児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、後世に個別最適化された創造性を育む教育を、学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
※G I G A…Global and Innovation Gateway for All（全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉）
- I C T (Information and Communication Technology)
情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
- 教科担任制
一人の教員が専門教科を受け持ち、複数の学級で授業を行う学校等での指導法のこと。これに対し、一人の学級担任の教員がほとんどの教科を教える指導法を「学級担任制」という。
- A L T (Assistant Language Teacher)
外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。児童生徒の英語の発音や、国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
「地域とともにある学校づくり」を目指し、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域の方々と共有し、目標実現に向けて熟議しともに協働していく仕組みのこと。
- ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活を調和させること。これを実現させるための取組として、育児・介護休暇制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、テレワークの導入などがある。
- 中1ギャップ
小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動へつながっていく事態になること。
- はればれ教室
保健室登校や教室外登校もできにくい不登校児童生徒に対し、自立心や社会性を育み、学校生活への復帰や、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを支援するため、西脇市が設置している公的な支援施設のこと。

第4章 教育施設の整備

1 西脇市公共施設等総合管理計画

本市では、市が保有する公共施設全てを横断的にマネジメントしていくための西脇市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成28（2016）年5月（令和5（2023）年3月改定）に策定しました。

公共施設の管理上の課題として、次の3点が挙げられます。

- ・ これまでに整備されたインフラ施設の老朽化
- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 施設の維持管理に係る財源確保

こうした課題を解決し、次代に過大な負担を残さないため、総合管理計画との整合性を図りながら、学校教育施設の維持・管理と計画的な整備（新築・改築・改修等）を推進していきます。

2 西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画

西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）は、学校教育施設のみを対象とし、施設利用状況や劣化状況等を把握するとともに、施設整備の優先順位や整備時期を設定し、計画的な保全を行うことによる施設の長寿命化や財政負担の平準化等を図ることを目的に策定しています。

今後、本計画を踏まえ、長寿命化計画を改定し、改築診断が出ている校舎や長寿命化の改修診断が出ている校舎等との整合を図りながら、学校教育施設の整備を推進していきます。

3 学校教育施設整備に関する取組

本計画に基づき、本市の学校教育施設の整備を、的確に進めていきます。

学校統合に伴う新たな教育拠点は、本市の教育を展開する大切な児童生徒の学び舎として、また、市民にとっても魅力にあふれ、市民が誇れる本市の未来を象徴する施設として、次の2点を念頭に、学校教育施設を整備していきます。

- ・ 原則として、既存教育施設の有効活用を図る。
- ・ 学校統合に伴う拠点校に必要な施設整備（新築・改築・改修等）を計画的に行う。

施設整備を行う際には、今日的課題に対応した教室等、これからの時代に合わせた新しい学びを実現できる学校を目指します。

第5章 学校規模・学校配置の基本的な方針

1 学習環境規模適正化推進に係る基本的な考え方

(1) 学習環境規模適正化推進に係る基本的な考え方

次の基本的な考え方に基づき、本計画を推進します。

- ・ 教育の主人公である子どもを中心に据え、子どもにとって望ましい学習環境の実現を図る。
- ・ 市内全ての地域を検討対象とする。既存施設の有効活用を図ることを原則とし、中学校区を単位として検討する。
- ・ 全ての学年で、一定の学習・生活集団規模の確保を目指す。
- ・ 小中一貫教育をはじめとする新しい教育の仕組みを検討する。
- ・ 保護者・地域住民の理解を得ながら推進する。

(2) 子どもたちにとってより良い学習環境

子どもたちにとってより良い学習環境について、次のとおり基本的な考え方を整理しました。

【図表26】 より良い学習環境の基本的な考え方

項目	内容
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な個性・性格・専門性・能力・指導力を持つ教職員を、性別・年齢層別にバランスよく配置できること。 ・ 教職員の共通理解が図りやすいこと。
学級運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式学級編制を解消することで教員の業務負担を軽減することができること。
学習活動 (主体的・対話的 深い学び) 確かな学力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団での学びや活動が制限されないこと。 ・ 班活動やグループ活動に少人数による制約がないこと。 ・ 協働的な学習活動ができること。 ・ 協働的・双方向型の授業が制限されないこと。
教科指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科数に応じた教員配置ができること。(中学校) ・ 集団による多様な学びや体験活動の実施ができること。
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の人間関係が固定化しにくいこと。
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の人間関係や、児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制が可能になること。
集団生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間関係形成力の育成ができること。
部活動・ クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置可能な部活動・クラブ数が増えること。 ・ 生徒の興味や適性に合う部活動の選択肢が準備できること。
学校行事運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会(体育大会)・文化祭・音楽会等の集団活動・行事が安定・効果的に運営できること。
登下校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団登校等、安全面(登下校・防犯・防災等)の対応ができること。
安全・緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校外学習等、児童生徒引率業務への教員配置ができること。
保護者の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A 役職への就任や活動への負担が一部の保護者に偏らないこと。

2 適正規模・適正配置

適正規模・適正配置に当たっては、原則として次に掲げる適正規模の方針を達成するため、適切な時期に統合に向けた具体的協議を行い、速やかに学校規模を確保した配置を行います。

(1) 適正規模

次の方針に基づき、段階的に適正な学校規模の確保を目指します。

ア 中学校

1 学年 2 学級以上が確保できること

1 学年 1 学級となっている中学校、またその規模となる可能性がある中学校を、学校統合の対象とします。

イ 小学校

複式学級編制が生じないこと

複式学級編制となっている小学校、又は複式学級編制になる可能性がある小学校を、学校統合の対象とします。

(2) 適正配置

全市域を対象とした適正な学習環境の構築を円滑かつ総合的に行うため、学校の適正配置は、中学校区の 3 拠点化から始め、学校規模・学校配置の調査・検討等を踏まえて中学校区の 2 拠点化への移行を目指します。ただし、年少人口の急激な減少等により、当初の計画より早期に本計画の適正規模の方針に示した基準を満たさないことが判明した校区については、本計画を繰り上げ、統合への協議を早めることも検討します。

ア 中学校区 3 拠点化への推進

(7) 中学校の適正配置

現中学校区を 1 つの単位として、市内を 3 つの中中学校区に再編し、その校区に中学校を 1 校ずつ配置します。

- ・ 西脇中学校・西脇東中学校（統合）
- ・ 黒田庄中学校
- ・ 西脇南中学校

(4) 小学校の適正配置

小学校は、各校区の状況を踏まえ、4 つの現中学校区ごとに 1 校配置します。

- ・ 西脇小学校・日野小学校（統合）
- ・ 比延小学校・双葉小学校（統合）
- ・ 重春小学校・芳田小学校（統合）
- ・ 楠丘小学校・桜丘小学校（統合）

イ 学校配置の調査・検討等

市の人口推移や学級規模に係る教育制度等の変化を踏まえながら、学習環境規模適正化に向けた取組からおおよそ 10 年が経過する令和 15（2033）年度までに調査検討会議を

設置し、学習環境規模適正化の推進効果を調査・検討し、中学校区2拠点化への準備を開始します。また、中学校の配置の調査・検討を踏まえ、小学校の配置の検討を行います。

ただし、年少人口の急激な減少等により、当初の計画より早期に本計画の適正規模の方針に示した基準を満たさないことが判明した場合、本計画を繰り上げ、統合への協議を早めることも検討します。

ウ 中学校区2拠点化への推進

(7) 中学校の適正配置

中学校区2拠点化…原則として現中学校区を単位とし、市内を2つの中学校区への統合を検討します。

- ・ 西脇南中学校
- ・ 西脇中学校、西脇東中学校・黒田庄中学校（統合校）

(4) 小学校の適正配置

小学校4拠点配置の見直し…中学校区2拠点化準備に伴い、小学校4拠点配置に関して検討します。

- ・ 重春小学校・芳田小学校（統合校）
- ・

{	西脇小学校、日野小学校	} 統合を行うか調査検討会議で協議
	比延小学校・双葉小学校（統合校）	
	楠丘小学校・桜丘小学校（統合校）	

(7) 学校施設の大規模改修等

学校配置の見直しに伴う学校施設の新設・大規模改修や、小中学校の施設一体型の校舎の設置等についての検討を併せて行います。

(1) 通学区域の見直し等

中学校区の再編に伴い、通学区域の見直し等について検討を行います。

エ 適正な通学条件

適正な通学条件について、学校配置の見直しを行うことから、通学距離を絶対的なものとはせず、通学時間も考慮することとします。なお、統合により遠距離通学となる児童生徒に対し、通学時間が適正範囲となるような様々な手段を講じることとし、通学距離、通学時間のいずれかの条件を満たすこととします。

また、以下の基準の適用に当たっては、各校区の実情等を把握するとともに、統合準備委員会と協議等を行い、全体的なバランスを考慮しながら弾力的な運用を図ることも検討します。

- ・ 通学時間の基準…おおむね1時間以内
- ・ 通学距離の基準…小学生でおおむね4km以内（徒歩）（※ 国の基準参考）
中学生でおおむね6km以内（自転車）

第6章 小中学校統合計画

1 小中学校統合計画

(1) 中学校の統合

西脇中学校、西脇東中学校の統合

西脇東中学校は、1学年1学級規模となっており、生徒数については1学年20人台から10人台に今後減少することが見込まれます。

義務教育の最終段階となる生徒の発達段階や、高度化・専門化する学習内容の教科指導への対応等を考慮すると、早期に学校統合を行い一定規模の生徒集団・教職員集団を確保し、教育活動の活性化や学校運営の安定化を図ることにより、目指す教育の実現を図ることが必要と判断し、令和10（2028）年度に西脇東中学校を西脇中学校へ統合します。

【図表27】 統合の考え方

統合の組合せ	西脇中学校 西脇東中学校
活用する施設	西脇中学校
統合の時期	令和10（2028）年度4月から
統合準備委員会	令和8（2026）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設分離型）

【図表28】 各中学校生徒・学級数見込み

学校名		年度	令和5 (2023) 年度	令和10 (2028) 年度	令和15 (2033) 年度	令和20 (2038) 年度
西脇中学校	生徒数		307人	314人	236人	192人
	学級数		10学級	9学級	8学級	6学級
西脇東中学校	生徒数		81人	65人	34人	30人
	学級数		3学級	3学級	3学級	3学級
西脇中学校・ 西脇東中学校		生徒数		379人	270人	222人
		学級数		12学級	9学級	8学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

【図表29】 各中学校主要建築物一覧

学校名	建物名	建築年	築年数		
			令和10 (2028) 年	令和15 (2033) 年	令和20 (2038) 年
西脇 中学校	本館棟	昭和50（1975）年	53年	58年	63年
	校舎棟	昭和49（1974）年	54年	59年	64年
	屋内運動場	昭和60（1985）年	43年	48年	53年
西脇東 中学校	校舎棟	平成4（1992）年	36年	41年	46年
	校舎棟	平成5（1993）年	35年	40年	45年
	屋内運動場	平成22（2010）年	18年	23年	28年

(2) 小学校の統合

ア 西脇中学校区内の小学校（西脇小学校、日野小学校）の統合

中学校区拠点の1つとなる西脇中学校は、本計画の推進対象期間となる16年間（令和5（2023）年～令和20（2038）年）で、1学年2学級の確保が見込まれます。

本校区の西脇小学校は、当面の間1学年2学級の確保・維持が可能であると想定され、日野小学校についても1学年1学級規模が継続すると想定されます。

今後、当該地域の年少人口の推移や、学習環境規模適正化の推進状況を把握しながら、調査検討会議での中学校区2拠点化の判断時期に併せ、令和20（2038）年度での小学校統合の方針を示します。

【図表30】 統合の考え方

統合の組合せ	西脇小学校 日野小学校
活用する施設	西脇小学校
統合の時期	令和20（2038）年度4月から
統合準備委員会	令和6（2024）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設分離型）

【図表31】 各小学校児童・学級数見込み

学校名		年度	令和5 (2023)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度
西脇小学校	児童数		409人	276人	214人
	学級数		12学級	12学級	9学級
日野小学校	児童数		160人	138人	104人
	学級数		6学級	6学級	6学級
			┌──────────┐		
西脇小学校・ 日野小学校	児童数				318人
	学級数				12学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

【図表32】 各小学校主要建築物一覧

学校名	建物名	建築年 (保存改修年)	築年数		
			令和5 (2023)年	令和15 (2033)年	令和20 (2038)年
西脇 小学校	教室棟等 (3棟)	昭和12(1937)年 (平成30(2018)年)	86年 (5年)	96年 (15年)	101年 (20年)
	教室棟	昭和45(1970)年	53年	63年	68年
	屋内運動場	昭和54(1979)年	44年	54年	59年
日野 小学校	管理教室棟	昭和58(1983)年	40年	50年	55年
	教室棟	昭和44(1969)年	54年	64年	69年
	屋内運動場	昭和56(1981)年	42年	52年	57年

イ 西脇東中学校区内の小学校（比延小学校、双葉小学校）の統合

本校区の比延小学校と双葉小学校では、既に双葉小学校が平成17（2005）年から複式学級編制となっており、小規模特認校制度を導入するなど、複式学級編制の解消に取り組んできましたが、現在まで複式学級編制の解消には至っていません。今後、他の校区でも複式学級編制となる小学校がでてくること、また、西脇東中学校と黒田庄中学校との統合中学校区において、1中2小の小中一貫教育を行うことから、令和5（2023）年度に入学した児童が令和10（2028）年度に卒業した後の令和11（2029）年度に、比延小学校と双葉小学校との統合校の開校を目指します。

【図表33】 統合の考え方

統合の組合せ	比延小学校 双葉小学校
活用する施設	比延小学校
統合の時期	令和11（2029）年度4月から
統合準備委員会	令和6（2024）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設分離型）

【図表34】 各小学校児童・学級数見込み

年度		令和5 (2023)年度	令和11 (2029)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度
学校名	児童数	119人	60人	54人	39人
	学級数	6学級	6学級	6学級	4学級
比延小学校	児童数	31人	16人	14人	12人
	学級数	3学級	3学級	3学級	3学級
双葉小学校	児童数		76人	68人	51人
	学級数		6学級	6学級	6学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

【図表35】 各小学校主要建築物一覧

学校名	建物名	建築年	築年数		
			令和5 (2023)年	令和11 (2029)年	令和20 (2038)年
比延 小学校	校舎棟	平成11（1999）年	24年	30年	39年
	特別教室棟	平成11（1999）年	24年	30年	39年
	屋内運動場	平成12（2000）年	23年	29年	38年
双葉 小学校	教室棟	平成25（2013）年	10年	16年	25年
	教室棟	平成17（2005）年	18年	24年	33年
	屋内運動場	平成17（2005）年	18年	24年	33年

ウ 西脇南中学校区内の小学校（重春小学校、芳田小学校）の統合

本校区の重春小学校は、西脇南中学校同様、学年3学級の確保・維持が可能であると想定されますが、芳田小学校については、今後少子化による出生数の減少により複式学級編制になる可能性が生じると想定されます。西脇南中学校区内の小学校の統合を図り、持続性の高い新たな学習環境の中での教育を享受できること、また、重春小学校の校舎について、長寿命化計画で改築の診断が出ていることから、その改築に合わせた令和12（2030）年度に、重春小学校と芳田小学校との統合校の開校を目指します。

【図表36】 統合の考え方

統合の組合せ	重春小学校 芳田小学校
活用する施設	重春小学校（改築予定）
統合の時期	令和12（2030）年度4月から
統合準備委員会	令和6（2024）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設隣接型）

【図表37】 各小学校児童・学級数見込み

年度		令和5 (2023)年度	令和12 (2030)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度
重春小学校	児童数	742人	558人	484人	381人
	学級数	22学級	19学級	17学級	12学級
芳田小学校	児童数	81人	39人	35人	26人
	学級数	6学級	5学級	4学級	3学級
重春小学校・ 芳田小学校	児童数		597人	519人	407人
	学級数		19学級	18学級	14学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

【図表38】 各小学校主要建築物一覧

学校名	建物名	建築年	築年数		
			令和5 (2023)年	令和12 (2030)年	令和20 (2038)年
重春 小学校	本館棟	昭和46（1971）年	52年	59年	67年
	校舎棟	昭和47（1972）年	51年	58年	66年
	屋内運動場	昭和47（1972）年	51年	58年	66年
芳田 小学校	管理教室棟	昭和41（1966）年	57年	64年	72年
	屋内運動場	昭和62（1987）年	36年	43年	51年

エ 黒田庄中学校区内の小学校（楠丘小学校、桜丘小学校）の統合

楠丘小学校、桜丘小学校ともに1学年1学級となっており、桜丘小学校については、直近の住民基本台帳人口から、同年齢の子どもの数が1桁となっているのが現状です。

そのため、黒田庄中学校区において、小中一貫教育を行いながら、桜丘小学校で複式学級編制となることが想定される令和12（2030）年度に、楠丘小学校と桜丘小学校との統合校の開校を目指します。

【図表39】 統合の考え方

統合の組合せ	楠丘小学校 桜丘小学校
活用する施設	楠丘小学校
統合の時期	令和12（2030）年度4月から
統合準備委員会	令和6（2024）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設分離型）

【図表40】 各小学校児童・学級数見込み

学校名		年度	令和5 (2023)年度	令和12 (2030)年度	令和15 (2033)年度	令和20 (2038)年度
楠丘小学校	児童数		154人	97人	78人	65人
	学級数		6学級	6学級	6学級	6学級
桜丘小学校	児童数		99人	57人	44人	39人
	学級数		6学級	5学級	5学級	4学級
楠丘小学校・ 桜丘小学校	児童数			154人	122人	104人
	学級数			7学級	6学級	6学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

【図表41】 各小学校主要建築物一覧

学校名	建物名	建築年	築年数		
			令和5 (2023)年	令和12 (2030)年	令和20 (2038)年
楠丘 小学校	教室棟	平成5（1993）年	30年	37年	45年
	管理棟	平成5（1993）年	30年	37年	45年
	屋内運動場	平成5（1993）年	30年	37年	45年
桜丘 小学校	管理教室棟	昭和36（1961）年	62年	69年	77年
	校舎棟	昭和63（1988）年	35年	42年	50年
	屋内運動場	昭和63（1988）年	35年	42年	50年

2 中学校区2拠点化への準備

(1) 中学校の統合

本市の人口推移や学級規模に係る教育制度等の変化を踏まえながら、学習環境規模適正化に向けた取組からおおよそ10年が経過する令和15（2033）年度までに調査検討会議を設置し、学習環境規模適正化の推進効果を調査・検討し、中学校区2拠点化に向けた協議を開始することとしていましたが、西脇東中学校と黒田庄中学校の統合を見直し、西脇中学校と西脇東中学校を統合することから、中学校区2拠点化の時期等は、調査検討会議開始時期も含め、黒田庄中学校の学習環境規模適正化の時期と整合を図りながら進めることとします。

黒田庄中学校については、令和12（2030）年度から単学級が生じ、令和14（2032）年度には全学年単学級となることが見込まれます。そのため定期的に地域との課題共有等を進め、令和9（2027）年度頃（単学級の発生の2～3年前）を目途に、学習環境規模適正化に向けた具体的な協議の開始を目指します。

また、中学校の配置の調査・検討を踏まえ、小学校の学校配置の検討も行います。

【図表42】 統合の考え方

統合の組合せ	西脇中学校・西脇東中学校 黒田庄中学校
活用する施設	調査検討会議において協議
統合の時期	令和20（2038）年度4月から
統合準備委員会	令和16（2034）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設一体型） 又は併設型小学校・中学校（施設分離型）
調査検討会議	調査検討会議での調査・検討を踏まえ、中学校区2拠点化への準備を行います。また、小学校の学校配置の検討も行います。

【図表43】 各中学校生徒・学級数見込み

学校名	年度	令和15	令和20
		(2033)年度	(2038)年度
西脇中学校・西脇東中学校 (統合校)	生徒数	270人	222人
	学級数	9学級	8学級
黒田庄中学校	生徒数	92人	64人
	学級数	3学級	3学級
┌──────────┐			
西脇中学校・西脇東中学校、 黒田庄中学校	生徒数	362人	286人
	学級数	11学級	9学級
※ 参考 西脇南中学校	生徒数	313人	246人
	学級数	10学級	8学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

(2) 小学校の統合

本市の人口推移や学級規模に係る教育制度等の変化を踏まえながら、学習環境規模適正化に向けた取組からおおよそ10年が経過する令和15（2033）年度までに調査検討会議を設置し、学習環境規模適正化の推進効果を調査・検討し、中学校区2拠点化に向けた協議を開始することとしていましたが、黒田庄中学校の学習環境規模適正化の時期と整合を図りながら進めることとし、同時に施設一体型小中一貫教育校の設置を含めた小学校の学校配置の検討を行います。

【図表44】 統合の考え方

統合の組合せ	西脇小学校 日野小学校 比延・双葉小学校 楠丘・桜丘小学校
活用する施設	調査検討会議において協議
統合の時期	令和20（2038）年度4月から
統合準備委員会	令和16（2034）年度から設置
小中一貫教育の類型	併設型小学校・中学校（施設一体型） 又は併設型小学校・中学校（施設分離型）
調査検討会議	調査検討会議での調査・検討等を踏まえ、小学校の学校配置の検討を行います。

【図表45】 各小学校児童・学級数見込み

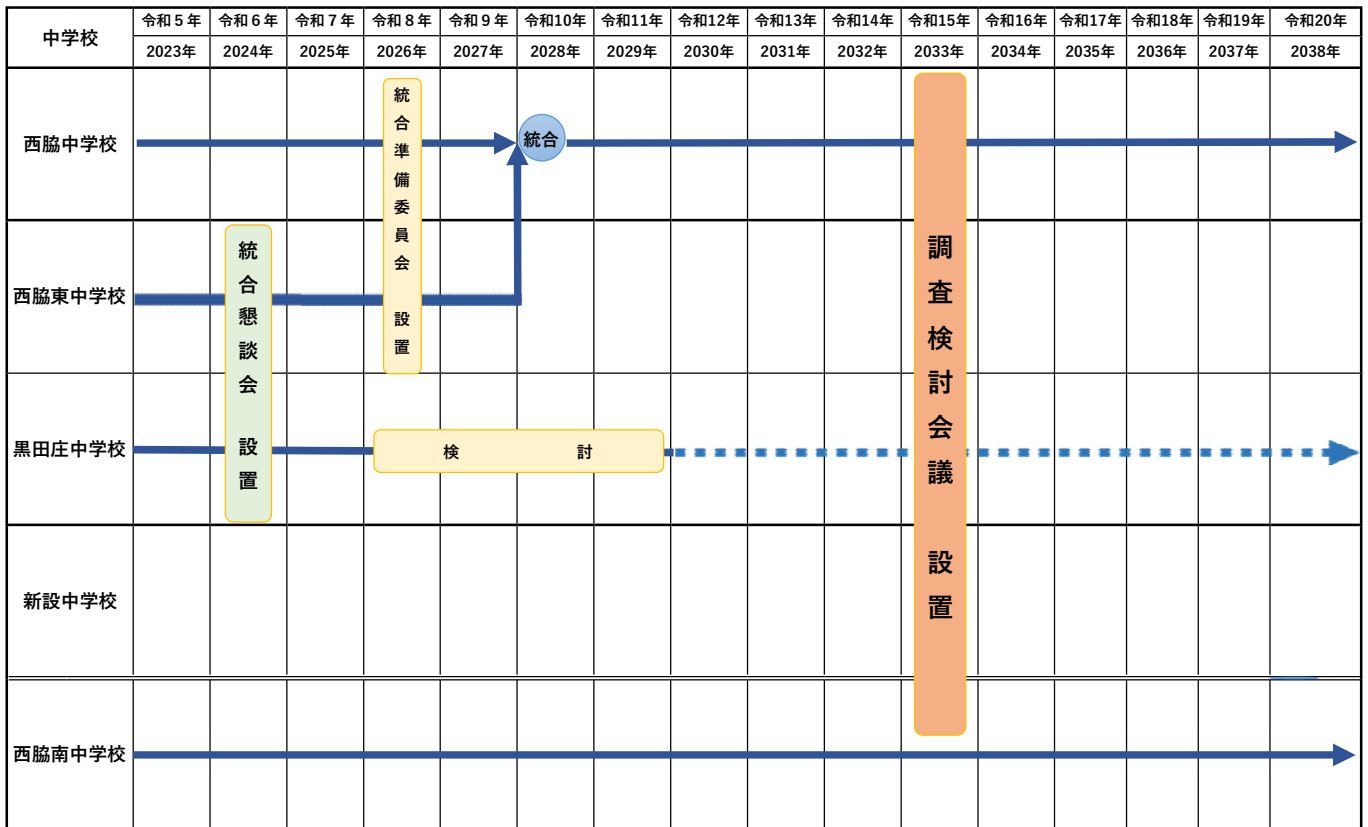
学校名	年度	令和15 (2033) 年度	令和20 (2038) 年度
		児童数	276人
西脇小学校	学級数	12学級	9学級
		児童数	138人
日野小学校	学級数	6学級	6学級
		児童数	68人
比延小学校・双葉小学校 (統合校)	学級数	6学級	6学級
		児童数	122人
楠丘小学校・桜丘小学校 (統合校)	学級数	6学級	6学級
		児童数	604人
西脇小学校、日野小学校、 比延小学校・双葉小学校、 楠丘小学校・桜丘小学校	学級数	20学級	18学級

※ 学級数は特別支援学級を除く。

3 学校統合推進スケジュール

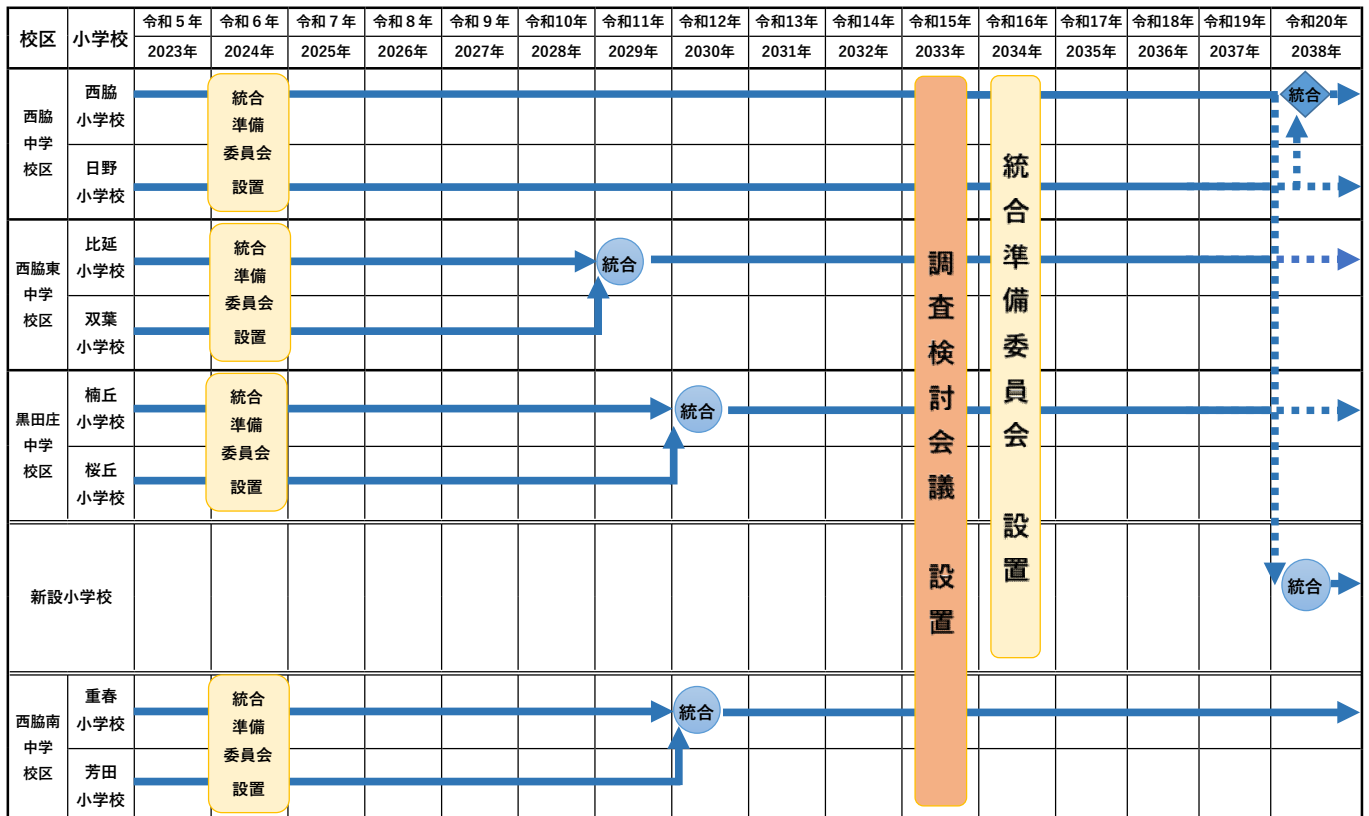
学校統合を進めるためのスケジュールは次のとおりです。

【図表46】 学校統合スケジュール（中学校）



※ 令和15（2033）年度までに設置する調査検討会議で調査・検討を行うため、令和20（2038）年度時点の学校配置については、未確定となります。

【図表47】 学校統合スケジュール（小学校）



※ 令和15（2033）年度までに設置する調査検討会議で調査・検討を行うため、令和20（2038）年度時点の学校配置については、未確定となります。

4 本計画の推進に当たって

(1) 本計画の推進について

本計画を推進する上で、学校統合の協議については統合対象となる各校区に開校準備委員会を設置し、学習環境規模適正化推進の単位となる中学校区に置く新たな学校の開校に向け、子どもたちのためのより良い学習環境を創出し、地域の実態に即した小中一貫校となるよう協議を進めていきます。

また、本計画については、特に若い世代や保護者に対しての説明、周知を行い、理解と協力を得ながら協議を進めるように努めます。

(2) 統合懇談会の開催

令和6（2024）年1月に策定した改定前の本計画では、第6章小中学校統合計画において、西脇東中学校と黒田庄中学校の統合校として活用する施設等については、今後、統合懇談会（仮）において活用する施設等についての意見交換等を行い、その意見等を受けて教育委員会で協議し、両校の統合方針を決定することとしていました。

それを受けて、令和6（2024）年3月に西脇東中学校区・黒田庄中学校区統合懇談会を設置し、令和6（2024）年5月から令和6（2024）年8月までの間に、計7回の会議を開催しました。統合懇談会は、両地区の保護者や地元区長、学識経験者の33人の委員で構成し、活用する施設等についての意見交換等を行いました。

統合懇談会での意見交換等の結果を踏まえ、令和6（2024）年8月には、西脇東中学校と黒田庄中学校の統合に関する地域意向調査を実施しました。

また、教育委員会においては、統合懇談会の意見交換等や地域意向調査の結果などを参考にして、両校の統合方針の決定に係る協議を行いました。

その後、地域からの要望書及び意見書の提出を受け、西脇東中学校と黒田庄中学校の統合計画を変更することとし、西脇東中学校を西脇中学校へ統合することとしました。

(3) 統合準備委員会の開催

本計画の協議については、新たな学校名や教育活動、学校の組織等の扱いなど、細部にわたって検討し決めなければならない課題が数多く存在し、これらの諸問題を協議する段階から広く地域住民の意見を取り入れて進める必要があることから、統合する各学校のPTAや地域住民、学校関係者等の参加のもとで、その専門部会で詳細な検討を行うなど、学校統合に向けた具体的な協議を行うこととします。

(4) 調査検討会議の開催

本計画は、16年間と長期にわたることや、社会情勢や教育制度の変更等が生じることが予想されることから、学習環境の維持・改善を図るため、本計画がスタートする令和5

（2023）年からおよそ10年が経過する令和15（2033）年までに調査検討会議を設置し、市の人口推移や国の教育制度の変化を踏まえながら、学習環境規模適正化進捗状況、学習環境規模適正化の推進効果、学校の適正配置の効果等について調査・検討します。ただし、年少人口の急激な減少等により、当初の計画より早期に本計画の適正規模の方針に示した基準を満たさないことが判明した場合、本計画を繰り上げ、統合への協議を早めることも検討します。

また、黒田庄中学校の学習環境規模適正化の時期と整合を図り、調査検討会議を前倒して開催することも検討します。

第7章 学習環境規模適正化に係る留意点

1 児童生徒への配慮

学校の統合により、新たな学校に通学することになる児童生徒は、新しい環境に馴染み新たな人間関係に順応できるまで、心身ともに緊張した状態に置かれることが想定されます。学校での生活や学習面において、特別の支援・配慮が必要である児童生徒への継続した見守りとともに、新たな学校生活に過度な緊張や不安、ストレスを感じる児童生徒の早期発見や早期支援・対応が必要になります。

学校統合後、児童生徒への理解と心のケアを行いながら、児童生徒の心身のよりきめ細かいサポート体制が図れるように努めます。

また、はればれ教室及び校内サポートルーム支援員と当該児童生徒・保護者とのよりきめ細かい意思疎通や、個別に作成した支援カリキュラムに基づく持続可能な寄り添い、屋外における体験協働活動を通じた自己有用感の醸成等を図ります。

学校教育の枠組みに馴染めない児童生徒に対しては、本人や保護者の思いを大切にしながら、はればれ教室及び校内サポートルームや関係機関と連携し、地域人材・ボランティアの参画・支援が図れるように努めます。

2 登下校時の配慮に関する取組

(1) 通学路の安全確保

学校の統合により、従来とは異なる通学路を利用し、新たな学校に通学する児童生徒が生じます。

通学路の選定に当たっては、当該地域の統合準備委員会において地域関係者、学校関係者や保護者などの意向を把握・検討し決定します。その通学路に危険箇所がある場合は、通学路の安全確保に係る連絡会議に諮り、警察関係者、道路管理者、防犯・防災関係者の支援を得ながら、通学路の安全対策に努めます。

また、青少年センター等との連携により、こども 110番の家の配置、子ども見守り隊・地域住民・保護者による登下校支援を推進し、児童生徒の安全確保に努めます。

(2) 遠距離通学となる児童生徒への通学支援

学校の統合により、遠距離通学となる児童生徒について、原則として通学が変わる児童生徒を対象に、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に対しては、その経済的な負担の軽減を図る、若しくは、スクールバスによる遠距離通学の支援を図り、児童生徒が円滑に義務教育を受けられるように努めます。なお、通学支援の詳細については、統合準備委員会と協議等を行い、市の内部協議を経て、教育委員会で決定していきます。

また、市長部局とともに、地域住民の移動を担う持続可能な公共交通の維持や、時代の変化に応じた新たな公共交通の仕組みを検討するなど、地域の実態やニーズに沿った安全安心な通学環境の整備に努めます。

3 小中学校の廃校舎等の利活用

学習環境規模適正化推進に係る統合により廃校となる学校施設は、地域の長い歴史の中で形成されてきた伝統や生活文化の拠り所であるとともに、地域コミュニティ活動の場としての機能や防災拠点としての機能を有してきた施設でもあります。

廃校となる学校施設については、これが重要な社会資本であることから、市長部局が、小中学校廃校舎施設等の利活用に関する基本方針（仮称）を示し、当該地域に十分な情報提供を行うとともに、当該地域と十分に協議しながら、利活用・処分等の方向付けを行うように努めます。

4 社会情勢や教育制度の動向把握等

教育委員会において、出生数の低減などに伴う児童生徒数の減少や社会の変化に応じた国による教育制度の見直しなどの動向把握に努めるとともに、調査検討会議の設置後に柔軟で迅速に対応するための準備を行います。

資料編

○ 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方

1 法令等による標準規模の考え方

(1) 学校規模の標準

【図表48】 学校規模の標準

学校種別	学級数	1学年当たり	備考
小学校	12学級～18学級	2学級～3学級	普通学級数
中学校	12学級～18学級	4学級～6学級	普通学級数

※ 学校教育法施行規則第41条（小学校）、第79条（中学校）

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第4条第1項第1号）

(2) 学級規模の標準

【図表49】 学級規模の標準

学校種別	人数の上限	備考
小学校	35人	小1まで35人編制（令和2（2020）年度時点） 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで5年間で 小6まで拡大。兵庫県は、小4まで35人学級に拡大済
中学校	40人 35人	令和8（2026）年度から令和10（2028）年度にかけて1年 生から順次35人学級を拡大予定

※ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条）

(3) 複式学級編制の基準

【図表50】 複式学級編制基準

学校種別	国の編制基準	兵庫県の編制基準
小学校	2学年合わせて16人以下	2学年合わせて14人以下 第1学年を含む場合は、8人以下
中学校	2学年合わせて8人以下	—

※ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条）

2 法令等による適正配置（通学距離・通学時間）の考え方

(1) 通学距離の考え方

【図表51】 通学距離の考え方

校種	通学距離基準
小学校（前期課程）	通学距離：おおむね4km以内
中学校（後期課程）	通学距離：おおむね6km以内

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（第4条第1項第2号）

(2) 通学時間の考え方

【図表52】 通学時間の考え方

校種	通学時間基準
小学校（前期課程）	おおむね1時間以内（目安）
中学校（後期課程）	

※ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

○ 学校基本調査

【図表53】 学校基本調査（令和5（2023）年度） 単位＝（男・女・計＝人 学級＝学級） （令和5（2023）年5月1日現在）

		1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計	
		児童数	特別支援児童数	児童数	特別支援児童数	児童数	特別支援児童数	児童数	特別支援児童数	児童数	特別支援児童数	児童数	特別支援児童数	児童数	特別支援児童数
西小	男	34	4	35	3	39	0	28	6	26	5	30	3	192	21
	女	33	2	33	0	26	0	40	1	29	0	31	1	192	4
	計	73		71		65		75		60		65		409	
	学級	2		2		2		2		2		2		12	4
重小	男	59	4	61	6	65	3	54	2	55	6	72	3	366	24
	女	56	3	40	0	74	1	59	0	43	1	74	1	346	6
	計	122		107		143		115		105		150		742	
	学級	4		3		4		4		3		4		22	5
日小	男	10	1	19	2	13	0	10	0	19	1	18	0	89	4
	女	11	1	12	0	8	1	13	0	10	0	10	1	64	3
	計	23		33		22		23		30		29		160	
	学級	1		1		1		1		1		1		6	2
比小	男	6	1	8	0	6	0	8	3	13	0	13	2	54	6
	女	9	0	9	0	6	0	12	2	13	0	7	1	56	3
	計	16		17		12		25		26		23		119	
	学級	1		1		1		1		1		1		6	2
双小	男	0	0	4	0	1	0	4	0	3	0	3	0	15	0
	女	2	0	2	0	0	0	5	0	3	0	4	0	16	0
	計	2		6		1		9		6		7		31	
	学級													3	0
芳小	男	3	0	9	1	3	1	7	0	5	0	9	2	36	4
	女	9	1	8	1	0	0	8	0	10	0	3	1	38	3
	計	13		19		4		15		15		15		81	
	学級	1		1		1		1		1		1		6	2
楠小	男	12	1	11	2	13	0	13	1	13	1	9	0	71	5
	女	11	0	15	0	7	1	13	0	14	0	17	0	77	1
	計	24		28		21		27		28		26		154	
	学級	1		1		1		1		1		1		6	2
桜小	男	9	0	12	0	8	1	10	1	8	3	8	1	55	6
	女	3	0	10	0	7	1	6	0	7	0	4	0	37	1
	計	12		22		17		17		18		13		99	
	学級	1		1		1		1		1		1		6	2
合計	男	133	11	159	14	148	5	134	13	142	16	162	11	878	70
	女	134	7	129	1	128	4	156	3	129	1	150	5	826	21
	計	285		303		285		306		288		328		1,795	
	学級	11		10		11		11		10		11		67	19

小中 合計	男	1,358	90
	女	1,304	31
計		2,783	

○ 年齢別小中学校区別年少人口推計

【図表54】 年齢別小中学校区別年少人口推計 (単位：人)

出生年度	推計出生数	H27～R2の女性流出拡大は一過性のもので、H22～H27年程度の流出状況に戻る(＝社人研推計程度に戻る)と仮定 出生率の低下があと5年継続すると仮定 ※年少人口の減少がさらに進むと仮定した場合								H27～R2の女性流出拡大は一過性のもので、H22～H27年程度の流出状況に戻る(＝社人研推計程度に戻る)と仮定 R1・2年度の出生状況を異常とし、H29年度(260人出生)時に回復すると仮定 ※年少人口が平成27年度ベースに回復すると仮定した場合					
		西臨小	重春小	日野小	比延小	双葉小	芳田小	楠丘小	桜丘小	合計	西臨中	西臨東中	西臨南	黒田庄中	合計
		24.43%	43.26%	11.76%	4.43%	1.27%	2.99%	7.51%	4.34%	100.00%	36.20%	5.70%	46.24%	11.86%	100.00%
令和5(2023)年度	187～216	45～53	80～94	22～25	9～10	2～3	6～6	14～16	9～9	187～216	67～78	11～13	86～100	23～25	187～216
令和6(2024)年度	177～211	43～52	77～91	21～25	8～9	2～3	5～6	13～16	8～9	177～211	64～77	10～12	82～97	21～25	177～211
令和7(2025)年度	168～207	41～51	73～89	20～24	7～9	2～3	5～6	13～16	7～9	168～207	61～75	9～12	78～95	20～25	168～207
令和8(2026)年度	161～203	39～50	70～88	19～24	7～9	2～2	5～6	12～15	7～9	161～203	58～74	9～11	75～94	19～24	161～203
令和9(2027)年度	153～200	37～49	66～87	18～23	7～9	2～2	5～6	11～15	7～9	153～200	55～72	9～11	71～93	18～24	153～200
令和10(2028)年度	148～197	36～48	64～85	17～23	7～9	2～2	4～6	11～15	7～9	148～197	53～71	9～11	68～91	18～24	148～197
令和11(2029)年度	144～193	35～47	63～84	17～23	6～9	2～2	4～6	11～14	6～8	144～193	52～70	8～11	67～90	17～22	144～193
令和12(2030)年度	139～190	34～46	60～83	17～22	6～9	2～2	4～6	10～14	6～8	139～190	51～68	8～11	64～89	16～22	139～190
令和13(2031)年度	135～187	33～46	58～81	16～22	6～8	2～2	4～6	10～14	6～8	135～187	49～68	8～10	62～87	16～22	135～187
令和14(2032)年度	131～183	32～45	56～79	15～22	6～8	2～2	4～5	10～14	6～8	131～183	47～67	8～10	60～84	16～22	131～183
令和15(2033)年度	127～180	31～44	54～78	15～21	6～8	2～2	4～5	10～14	5～8	127～180	46～65	8～10	58～83	15～22	127～180
令和16(2034)年度	123～177	30～43	53～77	15～21	5～8	2～2	4～5	9～13	5～8	123～177	45～64	7～10	57～82	14～21	123～177
令和17(2035)年度	119～174	29～43	51～75	14～20	5～8	2～2	4～5	9～13	5～8	119～174	43～63	7～10	55～80	14～21	119～174

※ 各小・中学校の最小予測値(左側)と、最大予測値(右側)を表示しています。
 ※ この数値は、平成27(2015)年から令和2(2020)年の間の国勢調査に基づく人口動態を基本に推計したものです。
 ※ 小・中学校区ごとの年少人口の増減率に関しては、考慮していません。また、地域経済の状況、自然災害、国や近隣自治体の政策などにより、影響を受ける場合があります。

年齢別小中学校区別一覧表

【図表55】○年齢別小中学校区別一覧表（令和5年10月1日現在：住民基本台帳人口）

（教育委員会学校適正推進課集計）

（単位：人）

学年	年齢区分 (R 5.10.1現在)	生年月日	人数	小学校									中学校 ※高田井町（三和町以外）は、南中へ算入					公立学校の 学級編成基準 兵庫県 (単式学級)
				西脇小	重春小	日野小	比延小	双葉小	芳田小	楠丘小	桜丘小	計	西脇中	西脇東中	西脇南中	黒田庄中	計	
中3	14歳児	H20.4.2 ~ H21.4.1	359	78	130	41	30	1	18	29	32	359	119	31	148	61	359	40人以下
中2	13歳児	H21.4.2 ~ H22.4.1	334	65	152	48	22	1	11	26	9	334	113	23	163	35	334	
中1	12歳児	H22.4.2 ~ H23.4.1	352	70	142	33	22	6	18	38	23	352	103	28	160	61	352	
小6	11歳児	H23.4.2 ~ H24.4.1	341	65	159	35	23	5	13	28	13	341	100	28	172	41	341	40人以下
小5	10歳児	H24.4.2 ~ H25.4.1	307	65	116	36	26	0	15	32	17	307	101	26	131	49	307	
小4	9歳児	H25.4.2 ~ H26.4.1	325	76	124	32	24	6	16	30	17	325	108	30	140	47	325	35人以下
小3	8歳児	H26.4.2 ~ H27.4.1	297	68	146	28	13	0	4	21	17	297	96	13	150	38	297	
小2	7歳児	H27.4.2 ~ H28.4.1	319	73	118	37	17	5	19	27	23	319	110	22	137	50	319	
小1	6歳児	H28.4.2 ~ H29.4.1	306	79	128	28	17	1	13	27	13	306	107	18	141	40	306	
年長	5歳児	H29.4.2 ~ H30.4.1	273	75	104	31	11	2	13	20	17	273	106	13	117	37	273	
年中	4歳児	H30.4.2 ~ H31.4.1	243	62	113	19	9	4	8	18	10	243	81	13	121	28	243	
年小	3歳児	H31.4.2 ~ R2.4.1	234	58	87	32	9	2	10	24	12	234	90	11	97	36	234	
	2歳児	R2.4.2 ~ R3.4.1	198	42	94	23	8	2	1	15	13	198	65	10	95	28	198	
	1歳児	R3.4.2 ~ R4.4.1	226	60	98	28	12	2	6	14	6	226	88	14	104	20	226	
	0歳児	R4.4.2 ~ R5.4.1	204	48	86	28	11	4	8	12	7	204	76	15	94	19	204	
	計		4,318	984	1,797	479	254	41	173	361	229	4,318	1,463	295	1,970	590	4,318	

※住民基本台帳登録データの小学校区及び中学校区による集計

小中学校毎の合計	426	791	196	120	17	80	165	100	1,895	335	82	471	157	1,045
----------	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-------	-----	----	-----	-----	-------

注：住民基本台帳上の区分のため、校区外就学による増減や兵教大附属小中学校・特別支援学校・私立小中学校等の在籍による減となる人数は反映していません。